

議会の議決に付さずに行った動産の買入れについて

令和 6 年 9 月 5 日 教育部学校教育課

1 事案の概要

小学校教師用教科書及び指導書の購入に当たり、他自治体において議決に付さずに行った事例が発生しているとの報道を受け、当市の状況を確認したところ、令和 2 年度及び令和 6 年度の小学校教師用教科書等の購入額が 2, 0 0 0 万円以上となっており、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定による議会の議決に付すべき動産の買入れに該当することが判明したものの。

2 経過

月日	内 容
8 月 1 4 日	県外の自治体における同様の事例があったとの報道を受け、執行状況を確認したところ、令和 2 年度及び令和 6 年度の小学校教師用教科書等の購入が 2, 0 0 0 万円以上であったこと、議会の議決に付していなかったことが判明
8 月 1 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決が必要な案件に該当するか、契約検査課へ確認。過去の事例から判断すると、該当すると考えられるとの回答 ・ 文書法制課に法律相談の申込みを依頼。
8 月 2 0 日	消耗品として購入する教科書等が、動産に該当するか否かを中心に法律相談実施
8 月 2 1 日	法律相談の結果を受けて、庁内関係課と調整
8 月 2 3 日	議会への報告及び記者発表

3 原因

購入した教師用教科書及び指導書については、消耗品としての位置付けであるが、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定にある「動産の買入れ」が、備品に限らず消耗品を含む全ての物品を対象としているという認識が欠如していたため。

4 2, 000万円以上の契約となった主な理由

(1) 令和2年度

ア 前回の採択替えに伴う購入（平成27年度）と比較し、教科書、指導書ともに値上がりしたため。

イ 令和2年度は教科書、指導書ともに平成27年度よりも多く購入したため。

(2) 令和6年度

ア 前回の採択替えに伴う購入（令和2年度）と比較し、教科書、指導書ともに値上がりしたため。

イ 指導書の購入冊数は減少したが、デジタル版とのセット販売などにより単価が大幅に上昇したものが多いため。

5 今後の対応

契約手続上の瑕疵を治癒するため、令和6年9月第3回定例会に議案を提出し、動産の取得について追認を求める。

6 再発防止策

議会の議決に付さなければならない動産の買入れの基準について部内職員の認識を改める。また、採択替えによる教師用教科書等の購入が4年に1回の事務であることを考慮し、担当者が必ずチェックできるよう、事務処理手順に確認項目を追加するとともに、管理職による契約事務手続のチェックを徹底する。

【参考】該当案件について

(1) 令和6年度小学校教師用教科書等の購入（その1）

- ア 契約金額 26,224,676 円（うち消費税 2,180,638 円）
- イ 納入場所 東、上、堀川を除く10小学校
- ウ 数 量 教科書：5,522 冊 指導書：895 冊
- エ 契約相手 カネマス書店株式会社
- オ 契約方法 1者による特命随意契約
- カ 契約締結 令和6年4月16日
- キ 納入期限 令和6年4月26日

(2) 小学校教師用教科書等の購入

- ア 契約金額 27,450,569 円（うち消費税 2,293,402 円）
- イ 納入場所 東、上、堀川を除く10小学校
- ウ 数 量 教科書：5,486 冊 指導書：1,824 冊
- エ 契約相手 カネマス書店株式会社
- オ 契約方法 1者による特命随意契約
- カ 契約締結 令和2年4月1日
- キ 納入期限 前期：令和2年5月30日 後期：令和2年9月30日